

令和4年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和4年9月5日(月) 10:00~11:30

2. 開催場所

岐阜県水産会館 第三会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

4. 議事事項

議第4号 統数制限の方針について

協議第1号 漁業権一斉切り替えに係る漁場計画策定方針について

協議第2号 増殖指針の方針について

協議第3号 遊漁規則および行使規則について

協議第4号 コクチバスのリリース禁止に係る委員会指示について

報告事項 動力船舶を用いたしじみ搔き漁法などの底びき網漁法の
操業届の報告について

その他 漁業権免許に係るアンケート調査の結果について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事 務 局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第4号】 統数制限の方針について	
事 務 局	<p>岐阜県漁業調整規則第三十二条に掲げる「16の漁具又は漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない」という規定等により、指示するための方針を決定。</p> <p style="text-align: center;">【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当漁法は地獄網、地びき網、やな、あゆ受網、あゆ瀬張網、魚せき、う飼漁法、す建網、建干網、中猟網、走り込み、膝持網、夜川網。 ・ 当該漁法による資源の減少は報告されていないことから、現在の行使統数は認める。 ・ ただし、行使統数の増加を希望する場合は増殖を相応増加する。 ・ 現状として、多くの漁協が現状維持もしくは減量希望。
委 員	種苗放流に稚魚のニジマスが含まれているが、県内で近隣漁協が放流したニジマスについて弊害を懸念する漁協があるがどうか？
事 務 局	ニジマスについては水産庁が産業管理外来種としており、漁業権魚種とする場合には放流が必要となる。懸念する漁協があることは承知しており、漁協間で協議するように指導する。
原案のとおり承認された。	
【協議第1号】 漁業権一斉切り替えに係る漁場計画策定方針について	
事 務 局	<p>漁業法第六十四条第四項「都道府県知事は、漁場計画の案を作成したときは、漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。」の規定に基づいて、漁場計画策定方針を決定するための協議。</p> <p style="text-align: center;">【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産庁長官通達「漁場計画の樹立について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」によるもののほかは、この方針による。 ・ これまでとの変更点としては増殖手段として水田魚道の設置を追加。 ・ 漁具・漁法の行使統数については、原則現在の指示統数を踏襲する。しかし、指示統数を増やす場合は統数の増加に見合った増殖の実施を求めること。

委員	「増殖手段として水田魚道の設置を追加した」とのことであるが、作付けされた稲の品種、例えば作付けの遅いハツシモよりも、早生品種の方が増殖効果が高いように思われるが、効果に差をつけるのか？
事務局	漁協には、漁協と水路を管理する団体（土地改良区）、作付け者（農家）と3者で協定を結ぶことを考えている。水田魚道の効果は、いつどのくらい降雨があるかに左右されることから、作付け品種ごとの差を設けることは考えていない。
原案を漁場計画策定方針とすることに異議はなかった。	
【協議第2号】 増殖指針の方針について	
事務局	<p>免許切替時は知事が「増殖指針」として定め、申請者の増殖計画の指針とするものであり、その方針を決定するための協議</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各漁協へのアンケートの結果をふまえ、増殖指示数量はあゆと雑魚に大別し、増殖行為にかかる金額に置き換えて指示。 ・にじます、ふな、うなぎ、なまずについては、5kg以上の放流を実施 ・増殖行為とは種苗放流、ふ化放流、親魚放流、産卵場造成、水田魚道設置等の積極的な手段によるものとする。 ・増殖は適切な理由なく増殖実績が当該年の指示数量を満たさなかった場合についてはその不足分を翌年の指示数量に加算する。 ・滞留遡上アユをくみ上げ放流する場合には増殖行為として認める。 ・水田魚道はこい・ふな、なまず、もろこの増殖行為として認める。 ・コイについては放流によるコイヘルペスウイルス病の蔓延拡大の可能性を否定できないことから、増殖指示は出さない。 ・漁協の経営状況により、適当な指示数量を算定する。 ・災害等による漁場荒廃が生じた場合は、指示数量の変更を行う。
原案を増殖方針とすることに異議はなかった。	
【協議第3号】 遊漁規則および行使規則について	
事務局	<p>遊漁規則、漁業権行使規則を制定するにあたり、漁場の多様な利用を図り、適切な管理を行うための「漁場の利用に関する要領」の制定についての協議。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁規則例にオンラインシステムによる方法、尾数の制限条項、遊漁者に対する採捕量調査等の協力規定の追加 ・行使規則に行使料の額、漁獲量や養殖生産量、操業日数等の行使状況の報告を行う規定が追加 ・遊漁規則、行使規則に関する技術的助言を踏まえ、漁場利用に関する要

	領を制定
委員	要領の付則に日付が記載されているが、いつまで有効か？
事務局	細かな変更は要望により可能ですが、期間は次期の漁業権免許期間である令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間で有効となります。
原案を要領とすることに異議はなかった。	
【協議第4号】 コクチバスのリリース禁止に係る委員会指示について	
事務局	<p>岐阜県漁業協同組合連合会より依頼があったコクチバスのリリース禁止に関する委員会指示について検討。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コクチバスおよびその現状に関する説明 ・コクチバスは特定外来生物に指定されているが、外来生物法ではキャッチ&リリースは禁止されていない。 ・現在、15県の漁場管理委員会がリリース禁止を指示 ・委員会指示の内容案について説明 ・期間は3年間程度を想定 ・指示までのスケジュール案について説明 ・委員による現地確認等を提案 ・12月に開催予定の第3回漁場管理委員会で指示の議決想定。 ・記者クラブへの投げ込み・チラシの配布による周知。 ・委員会指示による罰則を説明。 ・漁協による買取制度も検討中
長尾委員	コクチバスの生息量のデータはあるのか？
事務局	生息量のデータはありません。ただし、岩屋ダムには相当数が生息している。
委員	<p>リリース禁止にすると持ち帰って拡散されるリスクがあるので、開始時期は買取制度が始まってからがいいのでは？</p> <p>また、処分方法についても指導した方がいいのでは？</p>
事務局	<p>買取制度は来年度予算で要求することを検討している。</p> <p>処分方法についてはチラシ等に記載を検討する</p>
委員	広報の方法について、さらに検討すべきでは？

事務局	広報の方法については、検討して次回の委員会でお示ししたい。
委員	買取金額の設定はどうなっているか？高い場合には密放流を助長してしまう危険性があり、一方で安すぎると駆除効果が望めない。
事務局	買取制度は、現在、県から漁協への委託として検討している。この結果を踏まえて金額設定を検討したい。
委員	コクチバスは最大何 cm ぐらいに成長するのか？
事務局	最大全長は約 50cm。
委員	処分の方法と費用は？
事務局	廃棄物として処分されている。処分費用は 30 円/kg 程度と聞いている。
次回の委員会でさらに検討することとした。	
【報告事項】 動力船舶を用いたしじみ掻き漁法などの底びき網漁法の操業届の報告について	
事務局	令和 4 年 4 月 1 日付で施行されたしじみ漁に関する委員会指示（岐漁管委第 25 号）について、しじみ掻き漁法などの底引き網漁を操業しようとする者から届出の報告 【内容】 ・岐阜県漁業調整規則第 21 条第 1 項の小型機船底びき網漁業に該当する漁法が行われている可能性があることから漁場利用の適正化を図るための実態把握 ・船籍数としては 23 隻、1 名のみ 3 隻届出があり、全体で 21 名の操業者の届出。 ・今後、採捕状況報告を報告
質疑	なし
【その他】その他 漁業権免許に係るアンケート調査の結果について	
事務局	漁業権免許の切替にかかる各漁協へのアンケート結果を紹介 【内容】 ・遊漁料、高齢者減免、指示方針等について結果を紹介
委員	今回の免許切替に該当する漁協は 33 漁協か？

事務局	県内の 33 漁協に加えて、10 年交替で 20 年ぶりに免許する他県との県境にある共有漁場が 3 漁場あり、その関係漁協が 4 漁協ある
閉会	会長が挨拶し、閉会を宣言。